

京都府介護支援専門員会社員（代議員）選任規則

平成23年12月23日制定

（目的）

第1条 本規定は京都府介護支援専門員会（以下「本会」という）定款第12条に基づき本会の代議員（以下「代議員」という）の選任の規則を定めることを目的とする。

（配分）

第2条 代議員は、本会の正会員の人数に応じて算出し、地区支部（以下「ブロック」という）ごとに配分する。（別表）

（選出方法）

第3条 代議員を選出するためブロックにおいて正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

2. 代議員は、正会員の中から選ばれることとし、正会員は、代議員選挙に立候補できるものとする。
3. 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。また、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
4. 代議員選挙は、2年に1度実施すること。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の専任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法146条）についての議決権を有しないこととする。）

（報告）

第4条 ブロックが代議員を選出したときは、委員長は速やかに本会会長に「代議員就任承諾書」を添えて届け出て、社員総会に報告する。

(任期)

第5条 定款第14条第1項により、代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期(6年)を超えて選任されることはできない。

2 補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

(辞任)

第6条 代議員は、本会を退会する時、その他やむを得ない事情があるとき、代議員を辞任するものとする。ただし、辞任の届出は、別途総会開催通知に定める日以前に行わなければならない。

(解任)

第7条 定款第12条により、代議員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の途中であっても、総会において、代議員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合において、その代議員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(会員の権利)

第8条 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (5) 法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (6) 法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利

(委任)

第9条 本規程に定めるもののほか、代議員の選任に関し必要ある場合は理事会がこれを定める。

(改廃)

第 10 条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行なう。

附 則

この規則は、平成 23 年 12 月 24 日から施行する。

別表

社団法人京都府介護支援専門員会の地区支部ごとの本会代議員数は次の通りとする。

0～50	1 人
51～100	2 人
101～150	3 人
151～200	4 人
201～250	5 人
251～300	6 人
301～350	7 人
351～400	8 人
401～450	9 人
451～500	10 人
501～550	11 人
551～600	12 人
600～650	13 人
651～700	14 人
701～750	15 人
751～800	16 人
801～850	17 人
851～900	18 人